大規模災害への対応についての提言

近畿ブロック知事会

令和８年８月

大規模災害への対応について

令和６年の元日、能登半島を最大震度７の地震が襲い、津波や大規模火災等も発生し、災害関連死を含めた多くの尊い人命が失われたほか、住宅やライフラインの甚大な被災等や、その後に発生した令和６年奥能登豪雨も重なり、数多くの被災者が避難生活を強いられた。

令和６年に発生した能登半島地震や令和６年奥能登豪雨等で明らかになった課題や教訓も踏まえ、南海トラフ地震など大規模地震への対策のさらなる強化や被災者支援の充実が必要である。

以上を踏まえ、地震・津波等をはじめとした大規模災害に対する事前の備えと、大規模災害発生時の迅速かつ的確な対応に関して、下記項目について対策を講じるよう、国に提言する。近畿ブロック知事会としても、今後も引き続き、令和６年能登半島地震等の被災地支援に継続的に取り組むとともに、いつ起きてもおかしくない、大規模災害への対策強化に努めることとする。

記

１　地域からの要望をふまえた防災庁の地方機関である防災局の設置

防災庁の地方機関を誘致する動きが全国的に広がっている。大規模広域災害における国全体の防災体制の強靭化を図るとともに、防災に係る首都機能のバックアップのほか、徹底した事前防災や、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔機能を果たすために最適な体制となるよう、誘致を表明している自治体等が主張している、防災庁の業務継続性、地理的特性、関係機関が連携した防災対策などの観点を十二分に踏まえ、防災局の複数設置も含め、検討を進めること。

２　被災地への支援に必要な設備の確保・防災対策への財源確保

（１）災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。

（２）携帯電話基地局強靱化対策事業について、地方自治体に財政負担が生じないよう、国の責任と財源において事業を推進すること。また、事業者に対して整備に係る応分の負担を求めることを検討すること。

（３）孤立が想定される集落に衛星携帯電話の配備が進むよう基本料金を無料化すること。

（４）大規模災害が発生した際、被災地には様々な機関が支援に入り、支援者各々が宿泊場所の確保を行う必要が生じることから、平時から全ての自治体において宿泊場所リストが着実に整備されるよう指導すること。また、受け入れを行う宿泊施設において混乱が生じることが想定されることから、各機関が迅速かつ重複なく予約できるための宿泊施設の検索・予約システムの構築など、国において円滑な受援・応援体制の整備を行うこと。

（５）各自治体が中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化や、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

（６）南海トラフ地震をはじめとした、大規模災害時においては、すべての避難所で良好な生活環境を実現するため、国が資機材の供給や運営団体を確保するなど、国主導により避難所の設置・運営を行う仕組みを創設すること。

（７）都道府県を越えた広域避難者の把握を実現するために、自治体間で被災者情報を共有できる環境整備として、国において、全国統一の標準化された広域被災者データベースシステムを構築すること。

３　被災者支援に関する制度の充実

（１）災害救助法第２条第１項に係る１号基準について、人口当たりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で同様の被害を受けた自治体が、多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準を見直すこと。

（２）被災者生活再建支援法施行令第１条第２号の基準について、「１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」という要件を緩和し、全ての被災者が平等に支援を受けられるよう、全ての被災区域を支援対象とすること。

（３）被災者生活再建支援法第２条第２号の基準について、全ての被災者が被災程度に応じて支援を受けられるよう、支援金の支給対象となる被害を「全壊・大規模半壊等」から「床上浸水及び床下浸水」まで拡充すること。

（４）被災者がより早期に安定した生活を取り戻せるよう、被災者生活再建支援法第３条第２項から同条第７項に定める支援金額の増額など、制度の更なる充実を図ること。

（５）被災者生活再建支援法に基づく支援の原資となる被災者生活再建支援基金に対して都道府県が拠出を行うにあたっては、十分な財政支援を行うこと。

（６）被災した社会福祉施設に応援派遣された介護職員の派遣経費等のうち人件費について、災害救助法に基づく支援対象とするなど、被災施設及び派遣元施設の負担軽減を図ること。

４　大規模地震に伴う広範な火災への対応

（１）大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うとともに、航空運用調整班の迅速な設置と的確な運用に対する支援を行うこと。

（２）令和６年能登半島地震における輪島市の大規模火災では、出火原因として電気に起因したものである可能性が指摘されており、近年の大規模地震においても電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの更なる普及を推進するとともに、併せて、設置等に係る支援措置の充実を図ること。

５　日本海側における地震・津波対策の強化

（１）日本海東縁部（新潟県沖～北海道北西沖）における海域活断層の評価が作業中であることから、長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。

（２）日本海側の津波は地震がプレートの比較的浅い領域で発生するために海底地形の変位量が大きくなって津波が高くなる、断層が沿岸に近いため津波が早く到達する、大和堆など周辺より浅くなった地形に集まり伝搬するなど特徴的な動きをすることから、その挙動メカニズム及び日本海側海底地形の調査をするなど日本海側の津波研究を進めること。

（３）令和６年能登半島地震で津波被害が発生したほか、令和７年カムチャツカ半島付近を震源とする地震では、広範囲で津波が観測されたことを考えると、今後、近畿ブロック構成府県においても津波被害が広範囲に及ぶ可能性があるが、一方で、国土地理院の全国の潮位観測施設 22 箇所が令和７年度に廃止されたことに伴い、気象庁の津波観測点が減少した（近畿ブロック管内では１箇所減り 21 箇所となり、京都府に続き鳥取県でも１箇所のみとなった。）。

気象庁は、津波警報等の第１報に係る制度や迅速性をはじめ、津波の実況監視、津波警報等の更新・解除には影響がないと説明しているが、特に日本海側においてはもともと潮位観測施設が少ない上、令和６年能登半島地震で見られたような潮位観測施設の機能喪失等があった場合には、津波の実況監視や津波警報等の切替・解除に支障が出ることが懸念される。

ついては、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされている津波対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、事故等が生じた場合も想定の上、潮位観測施設の機能維持・強化等、津波観測体制が安定的に確保されるよう検討すること。

（４）日本海における津波については、震源から遠く離れた海岸にも到達する津波高の大きいものや、発生からの到達時間が短いものがある。日本海における津波予報体制及び警報の連絡体制を強化すること。

６　副首都に必要な措置の具体化

いわゆる副首都法は、大規模災害が発生し、東京圏が首都中枢機能を維持することができなくなった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能を代替する副首都や地域を設置することにより、大規模災害への対応を強化するものである。同法の政令について、法に基づき指定された道府県や地域がその機能を十分発揮するために必要な法制上・財政上、または税制上の措置等を具体化すること。

令和８年８月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　石　田　嵩　人
三重県知事　　一　見　勝　之
滋賀県知事　　三日月　大　造
京都府知事　　西　脇　隆　俊
大阪府知事　　吉　村　洋　文
兵庫県知事　　齋　藤　元　彦
奈良県知事　　山　下　　真
和歌山県知事　宮　﨑　　泉
鳥取県知事　　平　井　伸　治
徳島県知事　　後藤田　正　純